

再 再 反 論 書

2021 年 2 月 22 日

審理員 二井俊充 様

遠藤保男 外 104 人
別表を付します。

2019 年 7 月 3 日付けで長崎県収用委員会が 2019 年 5 月 21 日付けでなした二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件処分」という。）に関する審査請求を提出した。

2020 年 1 月 7 日付で長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による弁明書副本と、反論書等の提出に関する書類の送付を受け、2020 年 3 月 31 日付で審理員 谷中謙一氏宛に反論書を提出した。

2020 年 9 月 9 日、審理員矢吹尚子氏より、長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による再弁明書（副本）を受けると共に、再反論書提出の意思があるならば、2020 年 10 月 9 日を期限とする旨の通知を受け、2020 年 10 月 9 日付で審理員矢吹尚子氏宛に再反論書を提出した。

2021 年 1 月 20 日付で審理員二井俊充氏より、長崎県収用委員会会長梶村龍太氏による再々弁明書（副本）と共に再再反論書提出の意思があるならば、2021 年 2 月 22 日を期限とする旨の通知を受けた。よって、再再反論書を提出する。

内容

再再反論書.....	0
1. 再再反論の趣旨	1
2. 再再弁明書への反論（＝再再反論）	1
1) 「(1) 事業計画の適否の判断に係る収用委員会の立場」への反論	1
2) 再再弁明書に記載されている回答への反論	4
3) 「(3) 再反論書における審査請求人らの意見に対する反論」について	7
3. まとめ.....	9

記

1. 再再反論の趣旨

「本件処分を取消す。」との裁決を求める。

2. 再再弁明書への反論（＝再再反論）

1) 「(1) 事業計画の適否の判断に係る収用委員会の立場」への反論

再再弁明は、本件収用明渡裁決が持つ効果＝「収用対象物権利者が受ける謂われなき排除」を直視していない。

1. 再再弁明書は3（1）アにおいて、「仮に事業認定に何らかの瑕疵があったとしても、その瑕疵が事業認定を当然に無効とするようなものでない限り、これが別途取り消されるまでは、事業認定を有効として裁決事務を執行する義務を負っている。つまり、収用委員会にとって、事業計画に係る事項については、審理に関係ない事項であり、その詳細について確認する必要はない。」で済ましている。これは、本件収用明渡裁決という行政処分が持つ効果、すなわち、「すべての地権の収用期日と明渡し期日」を決定したことの効果を直視していないことを証明するものである。収用明渡裁決が持つ機能（効果）をまったく考慮せずになされた本件処分（収用明渡裁決）は、当然考慮すべきことを考慮していない違法な処分であると同時に重大な人権侵害である。

2. 以下、本件収用明渡裁決が持つ効果を記す。

- ① 地権者は補償金受取りを拒否しても、起業者が法務局に供託することで、「補償の成立」＝「地権の売買が成立」と見なされる。法律は地権者の意志「補償金受取り拒否」を認めず、不動産売却に伴う所得税納税義務を課している。
- ② 収用明渡裁決は、供託を終えることで、「石木ダム事業のために地上権を含めた地権すべての収用と、住民の排除」の法的権利を起業者に与える。
- ③ その権利執行は、所有権移転登記と代執行請求。

- 1) 収用期日を過ぎれば、地権については、法務局にて所有権移転登記することで収用完了。所有権が地権者の同意なしに剥奪される。
- 2) 明渡し期日を過ぎても退去、撤去を拒んでも、長崎県知事への代執行請求権が起業者に付与されている。
- 3) 長崎県知事は起業者からの代執行請求を受けることで、代執行により家屋等を取り壊して排除する。居住者を物理的に排除する。

本件収用明渡し裁決は、①収用対象地の地権者と同居者の意志に反して、起業者の目的遂行に向けての上記の全権利を起業者に付与するものであること、②その意味を全く考慮していない事業認定申請以降の行政処分はすべて、「人権を甚だしく侵害していること」を捨象した、違法処分である。

3. そもそも、13世帯住民は「何故に自分たちが強制排除されなければならないのか」を得てできないかぎり明渡しはあり得ない。石木ダム建設事業計画がなければ、事業地住民は排除されることにはならなかった。事業認定も、収用明渡し裁決もありえなかった。石木ダム建設事業計画があったとしても、事業認定申請がなければ、事業認定も、収用明渡し裁決もなかった。すなわち、石木ダム事業地に居住していた人々、居住している人々すべてが、長崎県と佐世保市による、石木ダム建設事業計画と事業認定申請によって、人生のほぼすべてを絡め取られているのである。
4. この地が石木ダム事業地とされたことで、否が応でも、石木ダム計画への対応の仕方、身の処し方、自分たちの生活の守り方、守り抜くための日々の反対活動、起業者への工事中止要請行動、公的手続き進行への中止要請行動もしくは抗議行動。一方的工事進行・破壊改変への抗議・阻止行動、補償金受け取りを拒否しても供託されることで課税対象収入と見なされることによる税務署への納税相談……。これらはすべて、起業者が石木ダム事業地住民からの同意を得ることなしに勝手に同事業を決定し、進めてきたことに起因していることは長崎県収用委員会も異論はないと請求人等は確信する。少なくとも、石木ダム事業地住民は、自分たちが生活の場から追放されなければならない原因を持ち合わせていないのである。それにもかかわらず、石木ダム起業者によって、事業地の皆さんはダムがらみの生活を強いられてきたし、強いられ続けている。そして生活継続を法的に保証していた地権は収用されてしまった。居住地からの実力行使による排除も起業者の手に委ねられているのである。これぞまさに石木ダム事業者と事業認定・収用明渡し裁決を下した行政による「人権侵害」である。
5. もし、起業者である長崎県・佐世保市と本件審査庁が「公益性が優る。(収用委員会が査定した補償金が支払われているので)人権侵害はない！」と言うのであれば、起業者それぞれは、下記事項をクリアする必要がある。

- ① 長崎県は「石木ダムなしでは、川棚川の山道橋より下流域の住民の命が危機に瀕している状況から免れることができない」を証明しなければならない。

しかしそれは下記にあげる通り、不可能である。

☆ 石木ダムの治水目的はすべてが破綻している。

2005 年川棚川水系河川整備基本方針策定時に、当時の河道の氾濫想定区域面積を対象とせずに、全体計画策定当時（1975 年当時）の河道の氾濫想定区域面積を採用して、治水目標を 1/100 としている。本来であれば、河川法が改正されて、従前の計画を見直した上で川棚川水系河川整備基本方針と川棚川水系河川整備計画を策定するのであるから、策定当時の河道状況を踏まえて治水目標を定めるのが当然であった。その見直しをしていれば、河道状況がその 30 年前と比して遙かに改善されていたので、氾濫想定区域面積が縮小し、治水目標は 1/50 が採用されていたはずである。治水目標が 1/50 であれば、石木ダムの治水目標は消滅する。長崎県は、「川棚川水系の治水は『ダムと河道整備の組合せ』ときめて進めてきたので、変更できない。」「河道状況の改善が進んだことを理由に治水方針を変更すると、ダムを治水策として使えなくなる」としてきたのである。

「川棚川水系の治水は『ダムと河道整備の組合せ』以外にはあり得ない」は長崎県のきわめて恣意的な選択でしかない。「治水方針の見直し拒否」「石木ダムありき」そのものであり、許されることではない。このように身勝手なことに、13 世帯ができるわけもなく、強制排除することは断じて許されることではない。

さらに、①長崎県自身が、「現状においても石木ダムなしで戦後最大の洪水に対応できている」としていること、②1/100 とする流量 1,400m³/秒の洪水が襲来しても、山道橋下流であふれることはないこと、③1/100 とした流量 1,400m³/秒という数値の算出方法は科学的に誤っていて、流量 1,400m³/秒は 700 年から 1000 年に 1 回の洪水流量であること、④いまさら石木ダムで山道橋下流域を「1/100 とする流量 1,400m³/秒」対応とする事業の費用便益は 18%程度しかないことを長崎県が認めていること、など石木ダムが治水上必要ないことは明らかなのである。

石木ダムが「治水上役を果たすことのできない不要物」であるにもかかわらず、「必要」として長崎県が挙げている理由は、すべてが現実を直視しない、「石木ダムありき」のでっち上げであることはもはや、周知の事実である。

- ② 佐世保市は、石木ダムへの水源開発なしでは佐世保市民の命を守ることができないことを、証明することが不可欠である。

しかしそれは下記にあげる通り、不可能である。

☆ 石木ダムの利水目的はすべてが破綻している。

佐世保市は、「佐世保市民がいついかなる時でも水道を享受できるように」としているが、その目的で土地収用法を適用する（＝ダム事業地の自然を破壊し、住民を強制排除する）のはあまりに身勝手なことである。「石木ダムへの

水源開発ができないと、佐世保市民が水不足で命の危機にさらされていて、それを救うには石木ダムへの水源開発以外に手立てがない」という状況なのか？という問題である。少なくとも、「石木ダムへの水源開発が経済的に最も優位」などというのでは、「石木ダムに関わる補償金を支払って、事業地住民を排除する方が経済的に優位」と同意であり、13世帯の存在をあまりに低く評価している。

水道で言う「水源不足」は、「保有水源水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）＜計画取水量（ $\text{m}^3/\text{日}$ ）（＝水需要をまかなうに必要な水量）」の状態を指す。

佐世保市は2019年度再評価において、保有水源水量実態105,500 $\text{m}^3/\text{日}$ を77,000 $\text{m}^3/\text{日}$ と約3万 $\text{m}^3/\text{日}$ 少なく評価し、水需要は逆に一日最大給水量実態約75,000 $\text{m}^3/\text{日}$ が106,000 $\text{m}^3/\text{日}$ へと約3万 $\text{m}^3/\text{日}$ 近く上昇して、計画取水量は117,000 $\text{m}^3/\text{日}$ としている。「計画取水量117,000 $\text{m}^3/\text{日}$ に対して保有水源量は77,000 $\text{m}^3/\text{日}$ であるから、40,000 $\text{m}^3/\text{日}$ の水源開発が必要。よって、石木ダムへの4万 $\text{m}^3/\text{日}$ の水源開発が必要」としているのである。なぜ、これほど実態にそぐわない無理な（＝不合理な）こじつけをしてまで石木ダムにこだわるのか、佐世保市は誰もが納得がいく説明する責任を果たさなければならない。

以上の人権侵害を内包している、①「話し合い促進のため」と詐称した事業認定申請、②事業認定申請の誤りに知らん顔を通しての事業認定、③事業認定で認定した事業計画と現実との甚だしい乖離、これらすべてを捨象した上での事業認定効果を具現化した収用明渡し裁決は違法であり、無効である。

2) 再再弁明書に記載されている回答への反論

1. 「ア 再反論書の3.の2)の1.の事項に対する回答」への反論

以下、再反論書に記載した質問にそって、再再弁明書に記載されている回答、それへの反論（要請）を記載する。

- ① 長崎県収用委員会は本件処分を下す際に、上記①から⑩の事実（反論書1～2ページ）を承知していたか否かを明らかにされたい。

【回答】承知していない。

以下、反論

- ⇒ 「上記①から⑩の事実」とは、長崎県が事業認定申請を事業反対地権者を窮地に追い込むツール（＝土地収用法の補償額は少ないから今のうちに地権譲渡に応じないと損するぞ、と追い込んで合意を強いる）として用いてきた状況を明らかにしたものである。
- ⇒ 事業の必要性に合意形成をはかることを徹底的に拒否し続け、「地権を譲らないと損をするぞ。」と脅して、地権譲渡を得ることだけを目的に、長崎県は事業認定申請を行ったことは明らかである。きわめて悪質な、説明責任放棄の事業認定申請であった。
- ② 承知していた場合は、本件処分により13世帯住民の強制排除への道を開くことになるにもかかわらず、本件適用事業がその犠牲を強いるほどの必要性がある

と判断した理由を示されたい。「同事業が必要」とする根拠が、「嘘とデタラメによるねつ造ではない」と判断した根拠を示されたい。

【回答】 上記回答より回答不要

- ③ 承知していなかった場合は、本件処分を取消されたい。

【回答】 収用委員会とは関係ない。 取り消さない。

以下、反論

⇒ なぜ、関係ないと言えるのか。

⇒ 収用明渡し裁決を出さなければ、13 世帯から生活の場を奪う権利を起業者（長崎県と佐世保市）に与えることはなかった。①で記述したように、起業者（長崎県と佐世保市）は、説明責任を当初から放棄し、脅しのツールとして事業認定申請を利用したのである。この事実は土地収用法の精神を大きく外れた違法行為である。この事実を考慮していない収用明渡し裁決は無効である。

- ④ 長崎県収用委員会が「長崎県には、石木ダム以外に収用裁決まで進んだ例がない」という説明があったことを否定するのであれば、その否定は、「説明内容の否定」＝上記⑥「事業認定の事例」はすべてではない、なのか、「説明行為はなかった」、のいずれかを示されたい。

【回答】「説明行為はなかった」ということである。審査請求人 からはそのような問い合わせを受けたという記録はない。

以下、反論

⇒ それでは、H23 年当時の長崎県による資料（下に掲載する）の真偽を確認された

種 別	事 業 の 名 称	項 目	(1) 事業認定告示時 点の残地権者数 及び建物戸数	(2) 裁決した地権者 数及び建物戸 数	(3) 代執行となった地 権者数及び建物 戸数	摘 要
ダ ム	二級河川に田川水系目保 呂ダム建設工事	地 権 者 数	14人	0人	0人	・事業計画反対により 事業認 定に至った例
		建 物 戸 数	0戸	0戸	0戸	
ダ ム	二級河川谷江川水系角川黒 越ダム建設工事	地 権 者 数	18人	0人	0人	・事業計画反対以外の 理由により事業認定に 至った例
		建 物 戸 数	0戸	0戸	0戸	
河 川	二級河川中島川水系 中島川改修工事（左岸バイパ ス水路）	地 権 者 数	4人	0人	0人	・事業計画反対により 事業認定に至った例
		建 物 戸 数	4戸	0戸	0戸	
道 路	県道愛野島原線改築工事 （島原道路）	地 権 者 数	72人	0人	0人	・事業計画反対以外の 理由により事業認定に 至った例
		建 物 戸 数	17戸	0戸	0戸	

い。

- ⑤ その上で、長崎県における事業認定告示事件数と、その結果（収用明渡し裁決前の解決事件数と、収用明渡し裁決に至った事件数、行政代執行に至った件数）を示されたい。

【回答】 長崎県土木部用地課によると台帳が残っている昭和 45 年度から令和元年度までの 50 年間で、石木ダムを除く県事業の実績は、事業認定を受けたものが 115 事業、この

うち、裁決申請をしたものが 44 事業 64 件である。このうち、取り下げが 23 件、和解が 2 件で、裁決に至ったものが 39 件である。また、代執行請求したものが 7 件、代執行に至ったものが 5 件である(2 件は取り下げ)。

以下、反論(要請)

⇒ 上記実績の中で、石木ダム 13 世帯のように、居住民排除を必要としていた事業数・件数・各事件ごとの人数を示されたい。

2. 「イ 再反論書 3.の 2)の 4. (の事項に対する回答」への反論 (再再反論)

再反論書では「佐世保市が 2019 年度予測において、事業認定処分で拠所になっていた佐世保市による 2012 年度水需要予測の過ちを認めているのであるから、その前になされた収用明渡し裁決は取消されるのが当然である」を再確認した上で、認否と意見を再度求めた。それへの回答＝再再弁明は、「収用委員会審理に関係ない事項。事実関係については確認していない不知 意見を述べる立場にない。」であった。

以下、反論

この再再弁明は、事業認定後にその処分が過ちであることが明白となった事実(＝2012 年度再評価手法の誤り)を「収用委員会審理に関係ない事項。事実関係については確認していない不知。意見を述べる立場にない。」として切り捨てるのは、収用委員会本来の役割である「事業認定後に生じた問題への対応」の放棄である。この再再弁明により、「収用委員会は対象地権者の生活の場を奪う最終手続きを担っていることを自覚していない」ことが再確認できた。石木ダムを必要としている理由が嘘とごまかしで塗りたくられている事実を見ることなくなされた収用明渡し裁決は、違法であり、無効である。

3. 「ウ 再反論書 3.の 2)の 5. の事項に対する回答」について

この問題は、【弁明書 4-2-ウ】の下記記載に起因している。

「なお、石木ダム事業認定処分取消請求事件(平成 27 年(行ウ)第 4 号)に関し、平成 30 年 7 月 9 日付けの長崎地方裁判所の判決は、次のように判示し、事業認定処分は適正と認め、事業認定処分の取り消しを求めた原告らの請求を棄却している。

(ア) 本件事業が法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断した事業認定庁に違法の点はない。

(イ) 本件事業について、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要性があり、法第 20 条第 4 号の要件を充足するとした事業認定庁の判断が合理性を欠くものということとはできない。」

事業認定取消訴訟長崎地裁判決「取消請求棄却」を弁明書に取り上げた(上記【弁明書 4-2-ウの記載】)理由等について、反論書と再反論書で説明を求めた。再再弁明書で下記趣旨の弁明を記載している。

① 「裁決書では触れていないから裁決には無関係」

② 「弁明書では司法においても取消されていない状況として同判決を紹介したまで」

- ③ 「収用委員会は争われた内容は承知していない」
- ④ 「収用委員会は事業認定処分の適否について意見を述べる立場にない」

以下、反論

- ① 「裁決書では触れていないから裁決には無関係」これは了解。反論書では「弁明書に記載した意図を明らかにされたい」としていたことを、再反論書で書き違えていた。
- ② 「争われた内容は承知していない」としながら、当時控訴審段階であったにもかかわらず、第一審の判決とその判示まで記載したのであるから、原告側の主張要約も紹介するのが当然であった。
- ③ この記載は詰まるところ、本審査請求人でもある原告側の主張に一言も触れていない一方的宣伝であり、本審査請求裁決に向けての一方的誘導でしかない。

4. 「エ 再反論書の3.の2)の6.の事項に対する回答」について

弁明書の上記【弁明書4-2-ウ】で、地裁判決と判示が紹介され、当方の主張は紹介されていなかった。長崎県収用委員会には偏向と何らかの潜在意識があると認識せざるを得ないことから、反論書で「本件・収用明渡しを扱った収用委員会成り立ちの問題」を記載した。再弁明書には認否と意見が記載されていなかったのも、再反論書で認否と意見を求めた。再再弁明書に下記趣旨の認否と意見の記載があった。

【回答】

- ① 審査請求人らの主張は、詰まるところ、当委員会が公正ではないとの主張のように窺える。法第52条の規定に基づいた委員会である。
- ② 当委員会が公正でないとする審査請求人らの主張は、単なる思い込みに過ぎない。
- ③ 不適切な発言をしたとの新聞報道がなされた委員の任期は平成24年10月から平成27年10月までであり、当該委員は、本件処分には一切関与していない。

以下、反論

- ① 法第52条の規定では、公共事業は①その事業地で生まれ育った生物の存続を許さない、②その事業地住民の生活存続を許さない、③その結果として、地域社会の破壊を必須とする、を心底理解できている人で収用委員会を構成できるのか疑問が残る。
- ② 上記3点が心底理解できている人でなければ、人権侵害を意識することなく収用明渡し裁決がなされてしまう恐れが高い。それは救いがたい人権侵害を引き起こしているのが常であるから、そのような状況になることを何とかして防がなければならない。

3) 「(3)再反論書における審査請求人らの意見に対する反論」について

- 1. 「事業認定から6年も遅れて本件収用裁決を行なう際には、公益性が維持されているかの審査をする必要があった。裁決時では、とりわけ水需要の状況は大きく乖離して利水目的が喪失していた。この事実を確認することなくされた本件収用明渡し裁決は違法である」について

【回答】

- ① 却下の裁決について規定している法第 47 条の規定は裁決の申請を対象とするものであって、仮に審査請求人の主張するとおり、裁決時に水需要の状況が大きく乖離して利水目的が喪失していたとしても、収用委員会は、同条に規定する要件の一に該当しない以上、却下の裁決は行なえず、法第 47 条の 2 の規定によって、収用又は使用の裁決をしなければならない
- ② 法には審査請求人らが主張するような、裁決時において公益性が維持されているかどうかについての収用委員会の確認義務を定めた規定はない。
- ③ 裁決時に利水目的が喪失していた事実を確認することなくした本件収用明渡裁決は違法とする審査請求人らの主張は失当である。

以下、反論

- ① 「事業認定時から収用明渡し裁決時の間に水需要の実態が大きく予測と乖離していた場合については、土地収用法は想定していない」と理解する。
 - ② そういう場合は、「土地収用法では対応できない事件」として却下しないと、本件の収用明渡し対象者が故ない不利益を被るだけである。
2. 「事業認定後の計画変更時点で公益性が維持されているか否かの審査義務が収用委員会に課せられているにもかかわらず、長崎県収用委員会はその義務を果たしていないから裁決は違法である」について

【回答】

- ① 本件の場合、工期の延長が 6 年に及ぶことから、事業計画の変更が「著しい変更」に当るか否かを審査するため、起業者に対し審問を行うこととした。
- ② 平成 28 年 7 月 20 日に起業者に対して、①今回の事業計画の変更の概要、②事業の完成時期の変更が事業認定の際事業認定庁が判断した公益性にどう影響するのか、③工期延長が現在審理中の案件（37 件）の収用対象地の工事の時期にどう影響してくるのかの 3 点について審問
- ③ 今回の工期延長を行っても事業認定庁が判断した事業の公益性（利水でいえば佐世保市において日量 40,000 立法メートルの安定水源が確保され、民生の安定に寄与すること）は維持されることを確認し、法第 47 条第 2 号の「著しい変更」には該当しないと判断した。

以下、反論

- ① 「今回の工期延長を行っても事業認定庁が判断した事業の公益性（利水でいえば佐世保市において日量 40,000 立法メートルの安定水源が確保され、民生の安定に寄与すること）は維持されることを確認し」としているが、その必要性（日量 40,000 立法メートルの安定水源確保）が収用明渡し裁決時点においても実際に存在しているかの検証はされていないのではないかと。
- ② その検証なしでの収用明渡し裁決は、本件の対象者が故ない不利益を被るだけである。

3. 「本件収用明渡裁決は事業認定時とその後の計画変更時の諸々の状況の変化を考慮することなくなされたことは明らかであるから、本件収用明渡裁決は法第 47 条若しくは第 1 条・第 2 条に違反する」について

【回答】

- ① 法は、収用委員会に事業認定時とその後の計画変更時の諸々の状況の変化を考慮してまで裁決することを課しておらず、そのような規定は法に存しない。
- ② 審査請求人らの主張は失当。

以下、反論

- ① 土地収用法が事業認定から収用明渡し裁決までの間に、6 年もの工期延長、3 年の工期再延長、合計 9 年もの工期延長を想定していないのであるから、本件では「事業認定時効」と解するのが妥当である。
- ② そうでなければ、本件は工期延長の繰り返しで、起業者は、「反対地権者の死滅」を期することになる。

3. まとめ

- ① 公共事業は①その事業地で生まれ育った生物の存続を許さない、②その事業地住民の生活存続を許さない、③その結果として、地域社会の破壊を必須とする。
- ② 収用委員会はその事業地に従来から居住していた住民の居住継続の意思に反して、公共事業の名で地権を強制収用する権利を起業者に与える権限を有している。
- ③ 「収用明渡し裁決時点において、その効果が、対象者の人権侵害を免罪できるほどの公益性を有しているのか」真摯に検証しない限り、人権侵害は免れない。
- ④ 今回の審査請求における①当方からの意見書、②処分者からの弁明書、③反論書、④再弁明書、⑤再反論書、⑥再再弁明書、⑦再再反論書と、度を重ねて意思疎通を図りつつある。
- ⑤ ①事業認定時から収用明渡し裁決時の間に水需要の実態が大きく予測と乖離していたケースを土地収用法は想定していない。②土地収用法は、事業認定から収用明渡し裁決までの間に、6 年もの工期延長、3 年の工期再延長、合計 9 年にわたる再延長を想定していない、③本件は工期延長の繰り返しで、地権者が合意を示さない限り、工期延長を盛り込んだ計画変更を企業者が繰り返すであろう。④起業者は、「反対地権者の死滅」を期していることになる。⑤しかし、明渡し拒否は代を重ねて引き継がれるから、石木ダム事業は工期延長を未来永劫に互って繰り返さざるを得ないことになる。
- ⑥ 土地収用法は事業認定後の合計 9 年もの工期延長、事業認定後の時間経過による需要予測と実績との大幅な乖離が示す事業計画の誤りの判明、など、事業認定が事実上無効になっている事態への対応を定めていない。
よって、石木ダム建設事業の実態に対応することができていない本件事業認定は、無効とするしかない。定めがないときは、本案件の審査庁責任者であり、本事業の最終管轄者である、国土交通大臣が、「石木ダム事業認定時効（趣旨）につき失効」を判断するのがよい。